

2021年7月31日
公 印 省 略

日本技術史教育学会
会 員 各 位

日本技術史教育学会
筆頭・総務担当理事 堤 一郎

2021年度 会費納入のお願い（再度）

平素は、本学会の活動に対しご協力とご理解を頂き、厚くお礼を申し上げます。

さて2021年1月31日付文書にて、2021年度（2021年4月から2022年3月まで）会費6,000円（学生会員3,000円）の納入をお願いしましたが、現時点で会費納入状況が芳しくないため、再度この文書を送付致します。あわせて、過年度分未納会費がある方には再々度の請求を致しますので、「早急な」納入をお願い致します。

年度会費は学会運営の経済的基盤であり、あわせて2021年度事業計画と予算策定上の拠でもあります。会費未納会員が多い場合は、学会活動への大きな支障が発生致します。特に、会員の皆様が研究発表される場合は、当該年度のまでの会費を「完納」していることが、「登壇時」の原則になっています。

会費の送金は同封の郵便振替用紙、または下記の銀行口座への振入をご利用ください。

（後者の場合、振入確認のため「会員氏名、住所、電話番号、振入金額、振入日」をFAXまたはハガキで学会事務局までお知らせください。銀行口座振入の場合は、振入手数料をご自身で負担願います。）

なお、すでに会費を納入された会員の方には、ここに厚くお礼を申し上げます。

下記の「赤○」を付した年度分会費を、「早急に」完納願います。

2018年度会費	6,000円	2019年度会費	6,000円
2020年度会費	6,000円	2021年度会費	6,000円

会費未納状況にある会員の方は学会規約第9条の運用に関する「会員資格の喪失等に関する内規」に抵触しますので、速やかに会費を完納してください。

また2020年度で退会を希望される場合にも、規約上は当該年度までの会費を「完納」しなければならず、その場合は会長宛に退会届を提出し理事会で承認を得なければなりません。

以上、今後の円滑な学会運営を維持するために、各位のご協力を、重ねて宜しくお願い申し上げます。

- ・郵便振替の場合：口座記号番号 00330-0-17317、加入者名 技術史教育学会
- ・銀行振入の場合：三井住友銀行神田支店（店番号219）、普通預金口座 No.6669374、
口座名義 技術史教育学会

問い合わせ先 日本技術史教育学会事務局 事務局 中村 純一

〒113-0023 東京都文京区向丘 2-34-5 ホワイトマンション 201 (株)プラス・ワン (気付)

TEL/FAX 03-3824-2611 (TEL 対応は火曜日のみ、FAX は常時受信可)

参考：会員資格の喪失等に関する内規

「3. 会員資格の停止および喪失」

- (1) 第9条3号に該当する場合
- (ア) 会費の滞納が2カ年に及ぶとき、会員資格の停止を通告し、滞納理由の照会、及び警告を行う。
- (イ) 警告を受けた後、1年以内に滞納状況の解消、正当な理由が示されない場合、会員資格喪失の対象であることを通告する。
- (ウ) 理事会において事実経過の確認の上、会員資格の喪失を決議する。

以上